

2013年7月31日

各位

大和証券株式会社

大和証券 マスミューチュアル生命の 「アットウィル米ドル年金型」を販売開始

積立利率金利連動型年金(米ドル建) 一年金額確定特約付 at will [アットウィル] 米ドル年金型

大和証券株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:日比野 隆司、以下大和証券)は2013年8月1日よりマスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役社長:溝口 賢典、以下マスミューチュアル生命)の『アットウィル米ドル年金型』(正式名称:積立利率金利連動型年金(米ドル建)-年金額確定特約付-)の販売を開始します。

弊社で既に取り扱っておりますat willシリーズ(円建・豪ドル建定額年金保険、円建終身保険)に、米国の金利を生かした米ドル建定額年金保険が加わりました。

大和証券は、今後も多様化するお客さまのニーズに対応するために、最先端のサービス、革新的、かつ、お客さまにとって最適な商品を提供してまいります。

本商品の特徴

1. 米国の金利を生かした運用

- ・米国の金利水準を反映した積立利率で運用しますので、日本に比べ、高い金利が享受できます。
- ・ご契約時に設定された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて適用されますので、ご契約時に米ドル建の年金額が確定します。

2. 選べる据置期間、受取方法

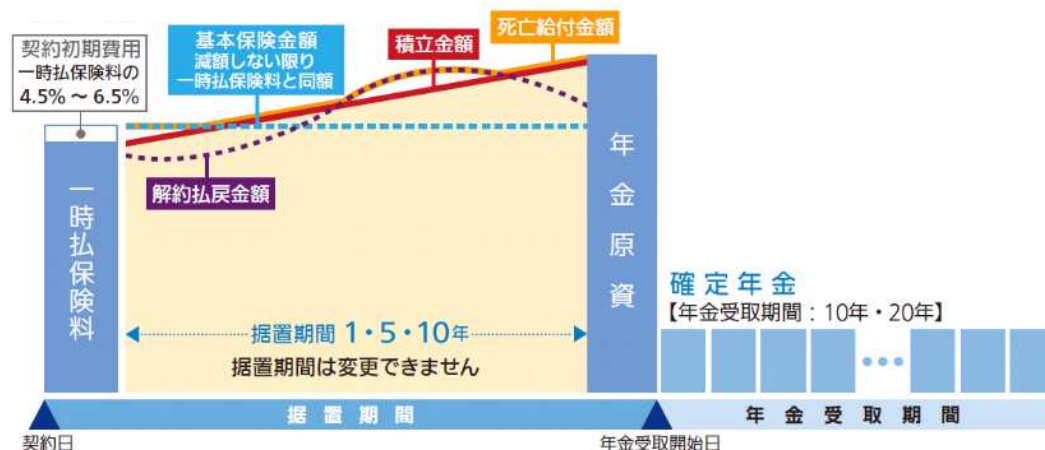
- ・据置期間、年金受取期間を組み合わせることができます。
- ・年金は米ドルまたは円でお受取りいただけます。
- ・円でお受取りになる場合は、年1回払のほか、年2回・4回・6回・12回払もお選びいただけます。

3. 為替リスクに対応する機能

- ・年金受取時の為替レートが、設定した為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安の時だけ「円で受取り」、設定レートより円高の場合には、年金のお支払いをせず、「米ドルで据え置く」ことができます。

【イメージ図】

※当図はイメージを表したものです。



年金種類と取扱い範囲

年金種類	据置期間	契約年齢（被保険者の満年齢）	年金受取開始年齢
確定年金 (期間指定型)	1年	0～89歳	1～90歳
	5年	0～85歳	5～90歳
	10年	0～80歳	10～90歳

契約の取扱い

一時払保険料/年金額*1	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の を満たす範囲内となります。		
一時払保険料	50,000米ドル以上(100米ドル単位) 契約年齢が70歳以上の場合は、50,000米ドル以上5億円(通算為替レート*2により円換算)以下 保険料円入金特約を付加する場合は500万円以上(1万円単位) (契約年齢が70歳以上の場合は500万円以上5億円以下) 円によりお払込みいただく場合の為替レートはTTM(対顧客電信仲値)となります。		
年金額	最低:1,000米ドル(米ドルでお受取りになる場合は6,000米ドル) 最高:3,000万円(通算為替レート*2により円換算)		
保険料払込方法	一時払のみ		
付加される特約	年金額確定特約		
付加できる特約	・保険料円入金特約 ・円支払特約 ・年金円支払特約 ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約		
契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)	一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。		
	据置期間	10年確定年金	20年確定年金
	1年	4.5%	5.5%
	5年	5.0%	6.0%
	10年	5.5%	6.5%
解約控除	解約控除はかかりません(ただし、市場価格調整が適用になりますので、解約払戻金は一時払保険料を下回る場合があります)。		
年金受取時の費用	年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の1%を積立金から控除します。		
年金分割受取回数 (円でお受取りになる場合)	年2回・4回・6回・12回払 (分割1回あたりの受取額は、年2・4・6回払は500米ドル以上/年12回払は250米ドル以上) 米ドルでお受取りになる場合は、年1回払のみとなります。		
契約者貸付制度	お取扱いはありません。		
配当金について	配当金はありません。		
クーリング・オフ制度 について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。		
その他のお取扱い について	据置期間および年金受取期間の延長・短縮ならびに基本給付金額の増額のお取扱いはありません。		

*1 同一被保険者でマスチューラル生命の他の一時払定期年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のマスチューラル生命が定める通算為替レートを用います。

<この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

<ご契約時の費用(契約初期費用)>

ご契約の締結等に必要な費用として、据置期間および年金受取期間に応じ、一時払保険料の4.5% ~ 6.5% を一時払保険料から控除します。

<保険期間中の費用>

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

<外国通貨のお取扱いに必要となる費用について>

- ・米ドル建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を米ドルでお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、マスミューチュアル生命からお支払いする年金等を米ドルでお受取りになる際や、その米ドルを円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。

市場リスク・為替リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、マスミューチュアル生命所定の方法により計算された積立利率で運用しており、将来の年金額がご契約時点において米ドルで確定する年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。また、この保険は為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

市場リスク・為替リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ・ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- ・据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

以上

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。